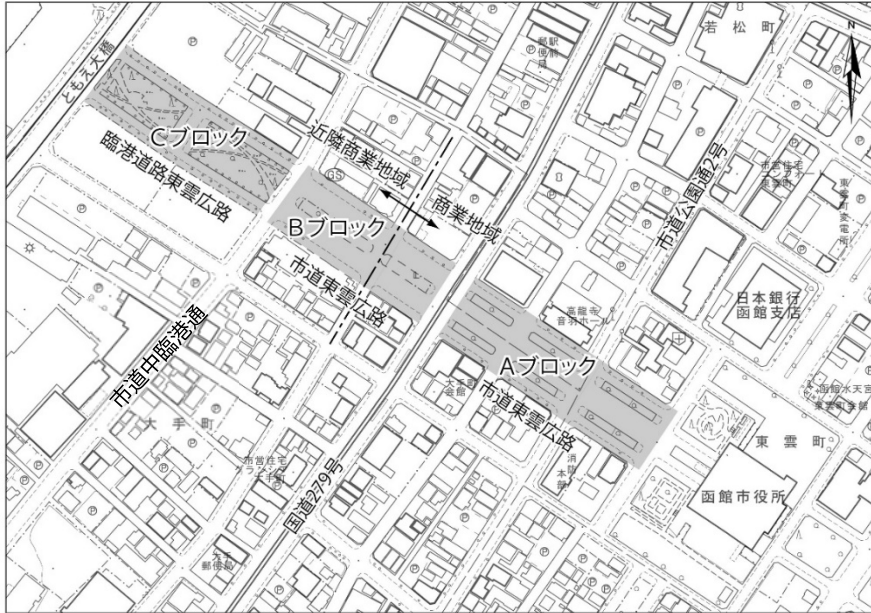


提案における条件

1 設計条件等

企画提案書を作成するにあたっての主な設計条件等は次のとおりとする。

(1) 業務対象地



ア 市道東雲広路（AおよびBブロック）

- (ア) 所在地：函館市東雲町2番11先～若松町22番13先
- (イ) 延長：361.5m，幅員：55.0m
- (ウ) 区域区分：市街化区域
- (エ) 用途地域等：商業地域(建ぺい率80%，容積率400%)および近隣商業地域(建ぺい率80%，容積率300%)，準防火地域
- (オ) 日交通量（R22交通量推計）：約300台/日
 （参考）国道279号 約10,600台/日
 市道中臨港通 約4,900台/日
 市道公園通2号 約4,800台/日
- (カ) その他：都市計画道路区域内における都市計画法第53条第1項の制限あり
 国道279号で十字街電線共同溝整備事業を実施中
 市道公園通2号で無電柱化事業を予定

イ 臨港道路東雲広路（Cブロック）

- (ア) 所在地：函館市大手町22番11先～大手町22番34先
- (イ) 延長：161.6m，幅員：55.0m
- (ウ) 区域区分：市街化区域
- (エ) 用途地域等：近隣商業地域(建ぺい率80%，容積率300%)，準防火地域
- (オ) その他：臨港地区（無指定区域）

(2) 広路の構造および整備方針

ア 整備の方向性

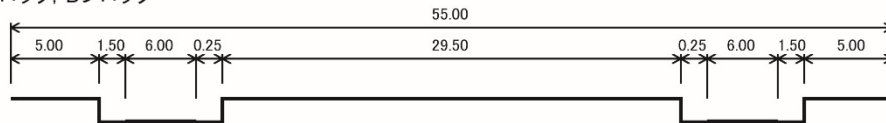
道路中心部を広場として整備し、広場両側に車道および歩道を整備する。

市役所前という公共性が高い立地を活かし、誰もが日常的に訪れることができる居心地の良さを演出するとともに、函館の顔として相応しい景観を備えるシンボリックな空間としての整備を行う。

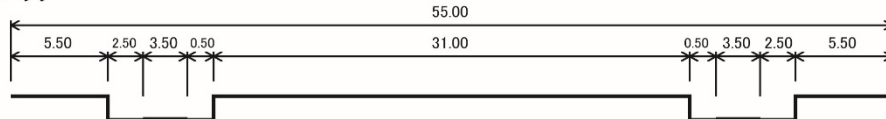
イ 基本的条件

- ・断面構成は下記の定規図を基準とする。

Aブロック, Bブロック



Cブロック



- ・国道279号，市道中臨港通，市道公園通2号との交差部は既存の道路機能を保持すること。
- ・積雪地域の幅員構成とすること。
- ・緊急輸送道路区間は，地震災害時においても，その機能を可能な限り確保できる道路構造とすること。
- ・道路占用物および地下埋設物においては原則，事業区域内へ残存させる。

ウ 広場に求める機能，役割等

- ・駅前・大門地区の賑わいと連動し，多様な活動が日常的に行われ，来街者が滞在したくなる場として整備する。
- ・市民や観光客にとって憩いの場となるよう，広場空間には水辺や緑など自然や季節感を感じられるものを配置する。
- ・「光の街はこだて」を象徴する場として魅力的な照明を整備する。
- ・多様な活動に活用できる電源，給排水設備等を設置する。
- ・市民や観光客が何度でも訪れたくなるような函館のシンボルとなる場として整備する。
- ・利用者が安全・安心に利用できる形状・形態に整備する。
- ・防災，減災の視点を考慮し整備する。
- ・一般来場者のための駐車スペースは設けない。

エ 整備事業費 14億円以内

オ 事業スケジュール（案）

令和4年度(2022年度) 基本計画・基本設計

令和5年度(2023年度) 実施設計

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度) 本体工事

2 本業務に対する提案事項

本業務である以下の項目に関する基本的な考え方および具体的な方針等について、「函館市立地適正化計画」や「ガーデンシティ函館の実現をめざして」等の各種計画や資料等を踏まえ提案すること。

- ・ 現況調査・分析
- ・ 利用者ニーズの把握および課題の抽出，整理
- ・ 果たすべき役割および望ましい機能等の検討
- ・ 独自提案
- ・ ライフサイクルコストの検討
- ・ 整備計画および利用計画の立案